野産振第 220 号 令和7年10月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

野辺地町長

市町村名(市町村コード)		野辺地町
		(2401)
 地域名		有戸地区
(地域内農業集落名)		(有戸)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年10月14日
励識の結果を取りる	まとめバミギガロ	(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - ・認定農業者数名が営農継続・規模拡大の意向を示している。
 - ・現在60歳以上の農家で、後継者のあてがある方がいない。
 - ・作業に必要な設備が整った小屋等が不足しており、農業参入の課題となっている。
 - ・高齢化が進むとともに、担い手・後継者が不足している。

【地域の基礎的データ】認定農業者:14人(うち50歳以下1名)

主な作物:こかぶ、長いも

- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・地域農業の継続に向け、農地の集積。集約化を進め農作業の効率化を図る。
 - ・既存の農業関係組織等と行政との連携を深め、地域ー農業者ー行政での一体的な農業基盤の構築を図る。
 - こかぶの栽培は体力的に難しく、軽量野菜等への切り替えの検討が必要である。
 - 低樹の果樹栽培を検討する。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

Ī	区域内の農用地等面積	65.8 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.8 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

- (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)
 - ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
 - その区域と住宅地または隣地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。
 - 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積、集約化の方針					
	関係機関協力のもと、農地の維持・保全を図り、担い手へ提供することで受入促進を図る。 就農移住事業等による他地域からの農家参入を推進する。					
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	・農家や農地所有者の意向を把握し、農地中間管理機構を通じた貸付を進める。					
	(3)基盤整備事業への取組方針					
	・現段階では取組予定はないが、担い手からの意向があった際には関係団体等とも協議し、必要に応じて基盤整備事業に取組む。					
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	・関係団体等と連携を図り、相談体制を整える。 ・既存の農業法人や認定農業者及び規模拡大希望者の農業者を中心に農地利用を図るとともに、新規参入金の外国人労働者が農作業を担う農業法人など、多様な経営体にも配慮する。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	・農作業の効率化・省力化に繋がる委託事業がある場合には事業活用を検討する。					
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	☑ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等					
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他					
	【選択した上記の取組方針】					
	①近年クマやシカ、サルといった野生動物の目撃が増えており、目撃情報や被害情報があった際に速やかに対応できる体制を構築するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。 ⑦明前地域資源保全会及び有戸地域資源保全会が中心となり、各区域の農地や用水路等の保全を行う。					